名

称

開設者氏名又は名称

所

在

地

毎週火・金曜日発行



共同施行等土地改良事業の施行の認可 (北秋田地域振興局農林部) に必要な資格 (三一五・管財課) 5 庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (三一四・仙北地域振興局建設部)....... 5 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (三一三・由利地域振興局建設部) 5 道路の供用開始 (三一二・道路環境課) 5 道路区域の変更 (三一一・道路環境課) 道路区域の変更及び供用開始 (三一○・道路環境課) 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止 (三〇八・福祉政策課)......2 生活保護法による介護機関の指定 (三〇七・福祉政策課)1 開課) 1 口頭により開示請求をすることができる個人情報の一部改正 (三〇六・情報公 土地改良区の定款変更の認可 (山本地域振興局農林部) 土地改良区の役員の住所及び氏名の変更の届出 (山本地域振興局農林部) 市町村営土地改良事業計画の変更の同意 (北秋田地域振興局農林部) 土地改良事業工事の完了の届出 (鹿角地域振興局農林部) 選挙管理委員会告示 公 告 示 目 次 ページ 15 15 15 15 15 4 15 4

> 十六号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日以降に実施する試験から適 秋田県告示第三百六号 口頭により開示請求をすることができる個人情報 (平成十三年秋田県告示第六百三 告 示

平成十六年三月三十日

秋田県知事

寺

田

典

城

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (四一)

15

同もう 表中 を 抜試験 (推薦入学 県立大学入学者選 及び一般選抜 所在地の事務局 は大学院研究科の (受験した学部又 (室)) !立大学事務 を に改める。 科の入学者選抜試 部及び大学院研究 秋田県立大学の学 ビ の事務局 (室) 県立大学事務 受験学部所在

秋田県告示第三百七号

の 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 |第一号の規定に基づき、 告示する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

サービスの種類 指 定 年 月 日

秋田県告示第三百八号

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十六年三月一日	訪問看護	大曲市花館字間倉二百五十番地八	役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護	ョンあすなろ訪問看護ステーシ
	福祉用具貸与	大曲市花館字間倉二百五十番地八	役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護	レンタルけあ
平成十六年三月一日	訪問介護	大曲市花館字間倉二百五十番地八	役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護	訪問介護事業所だいせん
平成十六年三月一日	居宅介護支援事業	大曲市花館字間倉二百五十番地八	役 支援事業所 代表取締 技援事業所 代表取締	ん居宅介護支援事業所だいせ
平成十五年七月一日	訪問看護	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護	ョンあすなろ訪問看護ステーシ
平成十六年二月一日	護知宗型共同生活介	仙北郡神岡町神宮寺字上栗谷田六十七番地五	取締役 株式会社えがお 代表	えがお神宮寺
平成十六年一月十日	護和呆対策型共同生活介	仙北郡西仙北町土川字上雨鼓百三十五番地一	表取締役社長 代の山 代	里 グループホームみずこしの
平成十六年二月一日	訪問介護	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十番地二	長 医療法人泉の会 理事	医療法人泉の会青り鳥
平成十六年二月一日	福祉用具貸与	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十番地二	長 医療法人泉の会 理事	医療法人泉の会フレンド
平成十四年十月一日	訪問看護	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地	長 医療法人泉の会 理事	医療法人泉の会 山田内科
-				

平成十六年三月三十日があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事

寺田典城

2

名

称

開設者氏名又は名称

所

在

地

サービスの種類

廃

止

年

月

日

次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項 秋田県告示第三百九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、 ョンあすなろ訪問看護ステー 郡 事業所株式会社大曲仙北介護支援 事業所 株式会社大曲仙北介護支援 仙北郡 レンタルけあ 仙 北郡 市 森 千畑町 千畑町 町 林 村 の 大 金沢東根 金沢東根 シ 所 字 役 支援事業所 代表取締 技援事業所 代表取締 役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護 役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護 役 支援事業所 代表取締 株式会社大曲仙北介護 在 仏 仏 字 場 沢 沢 所 0 Ξ 二〇八の六 二〇八の四 地 番 (平方メートル) 台 仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地 仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地 仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地 仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地 全 五九三 八四 帳 面 見 (ヘクタール) 〇・〇五九三 〇・〇 | 八四 込 積 の規定に基づき、 Ъ 平成十六年三月三十日 見 保 (ヘクタール) 安 〇・〇五九三 〇・〇一八四 林 込 告示する。 面 積 み 面 保 居宅介護支援事業 福祉用具貸与 訪問看護 訪問介護 (ヘクタール) 積 安 〇・〇五九三 〇・〇一八四 見 林 解 込 み 除 健 兼公衆の保 の保 健 兼公衆の保 保 指定の目的 秋田県知事 平成十六年二月二十九日 平成十六年二月二十九日 平成十六年二月二十九日 平成十六年二月二十九日 指定理由の消滅 指定理由の消滅 解

寺

田

典

城

除

の

理

由

(関係図面は省略し、 農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡干畑町役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百十号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

の区域を変更し、供用を開始する。

道路の区域及び供用開始の区間

O·O九O	七・00~ - 九・00	IJ	В	Ę	Ē	亲	
0・1回0	三・五〇~四〇・〇〇	までを問題を表現のである。まで、「おります」である。これでは、「おります」である。これでは、「おります」である。これでは、「おります」である。これでは、「おります」である。これでは、「おります」であって	A 八平	<u>ਜ</u>	5 5 5	新	一 般 国 道
0・1回0	三・五〇一回〇・〇〇	鹿郡雄物川町大沢字一本杉一八番七から大沢字駒場沢一番六八ま	で平鹿郡	号	百七号	旧	
延長(キロメートル)	敷地の幅員(メートル)	区間		線名	路	旧新別	道路の種類

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

供用開始の期日 平成十六年四月一日

道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場 所 建設交通部道路環境課

秋田県告示第三百十一号

り道路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

秋

期間

平成十六年三月三十日から同年四月十二日まで

〇・九六〇	四・00~1100・00	九七番四地先まで	B 内悪戸九郡	原写ノナ宝ノ糸	亲		
・ ○四	六・〇〇〜五六・〇〇	[地先まで 一○番から川口字川戸沼内悪戸九	A 七番四地郡	美 + +	f	道	県
・ ○国	六・〇〇〜五六・〇〇	⊀町鷹巣字大町二一○番から川口字川戸沼内悪戸九七番	四地先まで 北秋田郡鷹巣	鷹巣川井堂川線	旧		
延長(キロメートル)	敷地の幅員 (メートル)	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	X	路線名	旧 新 別	で 種 類	道 路

この表において「A」及び「B」とは、

関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(-)

場 所

建設交通部道路環境課

= 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第三百十二号

り道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

平成十六年三月三十日

秋田県知事寺 田 典 城

供用開始の区間

県道	道路の種類
熊堂六郷線	路線名
先から字南今泉二二二番三地先まで仙北郡仙南村金沢西根字八掛一一五	X
三地先まで	間

一 供用開始の期日 平成十六年三月三十一日

一 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

() 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年三月三十日から同年四月十二日まで

秋田県告示第三百十三号

秋

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田 典 城

施行者の名称

本荘市

都市計画事業の種類及び名称

_

本荘都市計画下水道事業本荘市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月十日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

| 収用の部分

平成三年秋田県告示第二百号、平成五年秋田県告示第百三号、平成十一年秋田県昭和五十六年秋田県告示第八百六十九号、昭和六十二年秋田県告示第五十九号、

城 リー・・・コー・ はました。 場で、字水林、字濡浜北地、字一番堰及び字二番堰城 | 東京、字鵜沼、字瓦谷地、字砂子下、字水林、字濡浜北地、字一番堰及び字二番堰

字谷地、並びに大字出戸町字大鍬町、字西大鍬町、字陳場岱、字下池ヶ沢、字切田尻、字田尻野、字竜巻、字石ノ花、字尾花沢及び字甚八渕を加え、大字薬師堂字船ヶ台、字砂糖畑、字新組町及び字蟻山、並びに大字石脇字田頭、字田中、字字山崎及び字堤下、並びに大字出戸町字松街道、字堤脇、字千刈、字小坊ヶ沢、薬師堂字上野、字二本木、字上二本木、字家ノ腰、字堂ノ下、字中通、字深持、告示第七百六十四号及び平成十三年秋田県告示第三百六十四号の事業地に、大字

一 使用の部分地内において事業地を変更する。

よ ノ

秋田県告示第三百十四号

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条番市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画

マ 戈 一 下 三 三 三 三 三 三

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 大曲市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画公園事業五・五・一号(大曲市総合公園

三 事業施行期間

平成三年四月九日から平成二十年三月三十一日まで

- 四 事業地
- 収用の部分

秋田県大曲市内小友字明通、字中沢頭及び字中沢地内

(二 使用の部分

秋田県大曲市内小友字中沢頭地内

秋田県告示第三百十五号

第百七十条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、その内容並びに資格審及び秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百五十八条第一項(同規則十七条の五第二項(同令第百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。)一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七条の十一第二項の規定により、県が発注する庁舎等の維持管理業務についての、かかのの大十七条の五第一項及び第百地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百

査の申請時期及び方法等を次のとおり公示する。 平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格、

第一条 帯設備の保守に関する業務をいう。)についての一般競争入札及び指名競争入札 (以下これらを「競争入札」という。) に参加する資格は、次に掲げるとおりとす 県が発注する庁舎等の維持管理業務 (建物の清掃及び警備並びに建築物の附

- 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること
- 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- を受け、資格を有する者として認定されていること。 別に定める競争入札参加資格基準に係る知事の審査(以下「資格審査」という。)

2

(申請書の提出時期

までの間に、競争入札参加資格審査申請書 (様式第一号。 を知事に提出しなければならない 二条 資格審査を受けようとする者は、平成十六年七月一日から同年八月三十一日 以下「申請書」という。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、 -請書を提出し、資格審査を受けることができる。 知事が指定した日までに

(申請書の添付書類)

田

第三条 申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない

資格審査調書 (様式第二号)

秋

- 法人にあっては法人の登記簿謄本及び定款、 個人にあっては営業の事実を証す
- 算書、 直前決算の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益処分計 個人にあっては貸借対照表及び損益計算書をいう。)
- 兀 五 消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあっては所得税 営業に関し、許可、 申請の日の直前一年間の事業年度における納税証明書(法人にあっては法人税 ?費税、地方消費税、 認可等を必要とする業種にあっては、 個人事業税等に係る納税証明書をいう。) 当該許可、 認可等を
- 六 契約実績調書 (様式第三号)

受けていることを証する書類又はその写し

- 七 技術者経歴書 (様式第四号)
- 務を行う者にあっては、基地局一覧表 (様式第五号) 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二条第五項に規定する機械警備業
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(資料の提出等

第四条 を提出した者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。 知事は、資格審査の公正を図るため特に必要があると認める場合は、 申請書

競争入札参加資格者の決定及び登録

第五条 者」という。) を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、庁舎維持 管理者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録するものとする。 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者 (以下「

(資格の有効期間

第六条 資格者の資格の有効期間は、平成十六年十月一日から平成十八年九月三十日 までの期間とする。

の期間とする。 た資格者の資格の有効期間は、 前項の規定にかかわらず、 第二条第二項の規定により申請書を提出し決定を受け 名簿に登録された日から平成十八年九月三十日まで

(指名競争入札の参加者の指名)

第七条 指名競争入札参加者の指名は、名簿に登録された資格者のうちから法令によ る免許等の取得状況、技術者の雇用状況及び業務実績等を勘案して行うものとする。 (資格者の決定の取消し及び停止)

第八条 た事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。 知事は、資格者について、虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受け

2 の十一第一項において準用する場合を含む。) 各号のいずれかに該当すると認めら れる者 (同令第百六十七条の四第二項後段に規定する者を含む。 資格を取り消すことができる。 知事は、資格者が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項 (同令第百六十七条) であるときは、

ときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。 知事は、 前二項の規定により資格者の決定を取り消し、又はその効力を停止した

(申請書の記載事項の変更届)

3

第九条 資格者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、 この場合においては、当該変更の内容を証明する書類等を添付しなければならない。 資格審査申請書記載事項変更届(様式第六号)を知事に提出しなければならない。 (事業の休止又は廃止の届出) 速やかに競争入札参加

第十条 資格者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、 (廃止)届(様式第七号)を知事に提出しなければならない 速やかに事業休止

第十一条 この告示に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項は、 別に定め

附 則

(施行期日) (当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等の廃止) 当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和六十一年 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

2

秋田県告示第九十号)は、廃止する。

3 三十一日までの間、この告示の規定による資格を有する者とみなす。 入札に参加する者に必要な資格等の規定による資格を有する者は、平成十七年三月 (経過措置) この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の当直業務の委託に係る指名競争

様式第1号 競争入札参加資格審査申請書(第2条関係)

(A4判)

決	主たる営業種目	整理番号
定		
事		
項		

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所又は所在地 〒 商号 又は名称 代表 者 氏名 電 話 番 号

秋田県が発注する庁舎等の維持管理業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実に相違ないことを誓約します。

申請区分 新 規・更 新

問	い 合 わ せ 先
所在地又は住所	
営 業 所 名 等	
氏 名	
電話番号	()

様式第2号 資格審査調書(第3条関係)

(A 4 判)

商号 2 以 名称		
代表者職氏名 FAX番号 () 住 所 下 希望する業務 1 建物の清掃 2 建物の警備 3 建築物の附帯設備の保守		
住所 下 希望する業務 1 建物の清掃 2 建物の警備 3 建築物の附帯設備の保守 直前2年間の各営業年度の決算に基づく実績高 前々の営業年度 直前の営業年度 年間平均 年間平均 (十 種目 年月 年月 年月 建物の清掃 千円 千円 千円 建物の警備 千円 千円 千円 建築物の附帯 鼓欄の保守管 理 計 千円 千円 千円 技術関係職員 (うち法令による免許 業等を有している職員) 本の他の職員 年用 合計 在のうだ 年度 資本金 千円 千円 千円 準備金・積立金 千円 千円 千円 資本金 千円 千円 千円 計 千円 千円 千円 流動資産の額(A) 流動負債の額(B) 流動比率 一円 千円 千円 千円 1 千円 千円 千円 1 千円 千円 千円 2 第一 1 1 1 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 3 1		
 希望する業務 1 建物の清掃 2 建物の警備 3 建築物の附帯設備の保守 直前 2 年間の各営業年度 直前の営業年度 目前の営業年度 目前の営業年度 目前の営業年度 年間平均 (+ + 年間 年 月 至 年 月 至 年 月 至 年 月 至 年 月 至 年 月 至 年 月 平円 平円 平円 平円 平円 東連祭物の附帯 設備の保守管 平円 平円 平円 平円 平円 ま計 下円 千円 下円 下円		
直前2年間の各営業年度の決算に基づく実績高 前々の営業年度 直前の営業年度 直前の営業年度 車間平均 年間平均 (十 倉庫日 年月 日年月 日年月 日年月 日年月 日十円 日間平均 (十 十円 千円 上 <t< th=""><th></th></t<>		
前々の営業年度 直前の営業年度 直前の2 年間平均		
前々の営業年度 直前の営業年度 自年月 自年月 種目 至年月 建物の清掃 千円 建物の階備 千円 共円 千円 建築物の附帯 1 設備の保守管理 千円 大の他の職員 合計 (うち法令による免許事務関係職員を変更 本の他の職員合計 産用 上 (方ち法令による免許事務関係職員を変更営業の休止、停止等の期間の通算	手間の	
契 自年月 自年月 日年月 日年月 日年月 日年月 日年月 日日 日日 <th></th>		
## 日 建物の清掃 千円 千円 千円 千円 十円 十円 乗物の警備 千円 千円 千円 十円 千円 乗線物の附帯 銀備の保守管 平円 千円 千円 大円 大円 大円 大子円 大子円 大子円 大子円 大子円 大子円 大子の他の職員 合 計 業 等を有している職員) 雇 用 第 (入 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人) / 2	
建物の高掃 千円 建物の警備 千円 建築物の附帯 設備の保守管 計 千円 大の他の職員 合計 (うち法令による免許 事務関係職員 その他の職員 合計 産用 人(人) 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人		
選集物の附帯 接頭	千円	
額 設備の保守管理 千円 千円 千円 技術関係職員 大のうぎ (うち法令による免許事務関係職員 をの他の職員 合計	千円	
理		
計 千円 千円 技術関係職員 左のうまでである会許 業 等を有している職員) 雇用 員 人 人 人 (人) 人 人 人 自 己 公 全 五 車 株金・積立金 十円 千円 資本金 千円 千円 千円 前 十円 千円 千円 流動資産の額(A) 流動負債の額(B) 流動比率 ご 業 創業年 現組織への変更 営業の休止、停止等の期間 通算	千円	
技術関係職員		
従 (うち法令による免許 事務関係職員 その他の職員 合 計 業 等を有している職員) 人 人 人 人 人 (人) 人 人 人 人 人 (人 人 人 人 人 人 (人 人 人 人 人 人 人 (人 人 人 人 人 人 計 計 計 十円 千円 十円 千円 千円 千円 十円 千円 十円 千円 十円	千円	
業 等を有している職員) 点	5常時	
日 人 上 計 計 計 計 土円 千円 十円 十円 十円 十円 十円 十円	T-1	
日 (人) 自 己 払 込 資 本 金 千円 準備金・積立金 千円 資本金 千円 許 千円 計 千円 千円 千円 ((A) ÷ (B)) × 100 計 1 ((A) ÷ (B)) × 100 ご業の休止、停止等の期間 通算4		
回 区 分 直前決算時 剰余(欠損)金処分 計 自 払 込 資本金 千円 千円 資本金 次期繰越利益(欠損)金 千円 千円 計 千円 千円 千円 流 動 流 動 比 率 ボカリ資産の額(A) 流動負債の額(B) 流 動 比 率 ボカリ資産の額(A) ・ </th <th>人</th>	人	
自 己 払 込 資 本 金 千円 準備金・積立金 千円 次期繰越利益(欠損)金 千円 計 千円 市 千円 流動資産の額(A) 流動負債の額(B) ボ動 比率 千円 千円 千円 大円 千円 (A)÷(B)}×100 大円 「大円」 「大円」 <		
準備金・積立金 千円 千円 次期繰越利益(欠損)金 千円 計 千円 千円 流動資産の額(A) 流動負債の額(B) 流動比率 千円 千円 千円 {(A)÷(B)}×100 比率 創業年 現組織への変更 営業の休止、停止等の期間 通算な		
資本金 次期繰越利益(欠損)金 千円 千円 計 千円 千円 流動 流動資産の額(A) 流動負債の額(B) 流動比率 千円 千円 千円 {(A)÷(B)}×100 比率 創業年 現組織への変更 営業の休止、停止等の期間 通算な	千円	
流動資産の額(A) 流動負債の額(B) 流動比率 千円 千円 (A)÷(B)}×100 比率 創業年 現組織への変更 営業の休止、停止等の期間 通算4	———— 千円	
千円 千円 千円 {(A)÷(B)}×100 比率 営業 創業年 現組織への変更 営業の休止、停止等の期間 通算4	千円	
千円 千円 千円 {(A)÷(B)}×100 比率 創業年 現組織への変更 営業の休止、停止等の期間 通算な		
	%	
年 年 月 日 年 月 日から	 年数	
年数年月日まで	年	

様式第3号 契約実績調書(第3条関係)

(A4判)

					約実					
	契約の	相手方	契	約	0	内	容		契約期間	金額(千円)
秋										
田										
県										
	小	計						件		
秋										
田										
県										
以										
外										
の										
官										
公 庁										
1,1	/]\	計						件		
民										
間										
123										
企										
業										
	/]\	計						件		
	合	計						件		

様式第4号 技術者経歴書(第3条関係)

(A4判)

++	狱	*	ムマ	1	#
47	7 1/ ቦገ	4	44	17:1	ᆂ

(種類)	
١.	1主大只	,	

		法令による	免 許 等	
営 業 所 名	氏 名	名 称	取得年月日及び 登録番号等	取得経験年数
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

(注)1 この表は、建物の清掃、建物の警備、建築物の附帯設備の保守業務の種類ごとに作成してください。2 法令による免許等の欄には、業務に関する法令による免許又は技術若しくは技能の認定事項を記載してください。

様式第5号 基地局一覧表(第3条関係)

(A4判)

					基地局一	覧表			<u> </u>	
							申請	者		
基均	地局名				所在地					
	備対象が				常用		人	警 備 業 務 に 供する車両数		台
	名	ħ	7							
一	所	在 坩	<u>b</u>							
機	施設の	業務対象 D所在する IT 村 名	5							
 状 	常用	警備員数	Ż .							
		業務に供す 車 両 数								

様式第6号 競争入札資格審査申請書記載事項変更届(第9条関係)

(A4判)

競争入札資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

秋田県知事様

住所又は所在地 商号又はが名称 代表。者が氏名な、名 電話番号

年 月 日付けで提出した競争入札資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、次のとおり変更したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実に相違ないことを誓約します。

- 1 登録番号
- 2 変更年月日 年 月 日
- 3 変更事項

変更前

変更後

4 変更理由

様式第7号 事業休止(廃止)届(第10条関係)

(A 4 判)

事業休止(廃止)届

年 月 日

秋田県知事 様

住所又は所在地 商号又は、名称 代表者、氏名 電話番号

年 月 日付けで事業を休止(廃止)するので届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 休止(廃止)しようとする事業の名称
- 3 休止(廃止)理由
- 4 休止の期間年 月 日から 年 月 日まで(廃止年月日 年 月 日)

能代市外割田字宅地二十七番地 変更前の理事の住所及び氏名

=

能代市外割田字宅地二十七番地一 変更後の理事の住所及び氏名

扇田字四ッ谷十四番地 常盤字町辺七十七番地

告

公

規定に基づき、公告する。 かづの土地改良区から土地改良事業(長牛地区基盤整備促進事業(かんがい排水)) に係る工事が平成十五年三月二十八日完了した旨の届出があったので、同条第二項の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典

城

四項の規定に基づき、公告する 全型))の施行について、平成十六年三月二十三日認可したので、同法第九十五条第 同法第十条第一項の規定により、大館市葛原字後小路十四番地佐藤吉右衛門ほか百十 人から申請があった土地改良事業 (葛原地区農地等高度利用促進事業 (農地維持保 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

中山地区基盤整備促進事業(農地整備))計画の変更について、平成十六年三月二十 する同法第十条第一項の規定により、大館市から協議があった土地改良事業 (曲田・ 三日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十 項の規定に基づき、公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の三第五項において準用

平成十六年三月三十日

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

条第十七項の規定に基づき、 代市東土地改良区から次のとおり役員の住所及び氏名の変更の届出があったので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、能 公告する。 同

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

藤

長

幸

塚渡斉 本 辺 博

庄太郎

斉 藤 長 幸

> 能代市常盤字町辺七十七番地 扇田字四ッ谷十四番地

渡 塚 本 邉 庄太郎

可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。 県能代地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年三月十八日認 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 秋田

平成十六年三月三十日

秋田県知事

寺

田

典

城

挙 管 理 委 員 会 告 示

選

秋選管告示第四十号

次のとおりである。 の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 十一年法律第百六十二号) 第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条

平成十六年三月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 五十分の一の数 二二七、五五二 一九、三〇七

秋選管告示第四十一号

その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、 して得た数)は、次のとおりである。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条の規定による選挙区における

平成十六年三月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長

加

藤

堯

選挙区別

能代市 秋田市 八四 四 七四六 五八

号 七 規 平 規 士	号 七 七 規 七 規 規 世	ページ		雄平仙由河南山北鹿大湯男本大横勝鹿北利辺秋本秋角曲沢鹿荘館 郡郡郡郡郡郡郡田郡田市市市市市市市
下,一六年三		段		雄平仙由河南山北鹿大湯男本大横勝鹿北利辺秋本秋角曲沢鹿荘館手郡郡郡郡郡田郡田市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
安成十六年三月十九日記 七 下 前から 十六 十六 十六	T	行	正	- 一
世界では、 一様式会社日敷ほか九者 は、 一様式会社日敷ほか九者 は、 一様式会社日敷ほか九者 は、 一様式会社日敷ほか九者 は、 一様で更後 は、 一様である届出中 一様である。 は、 一様である。 は、 一様である。 は、 である。 は、 でする。 と、 でする。 と、 でる。 と、	平成十六年一月三十日 平成十六年七月十九日 平成十六年七月十九日 平根田県公報第千五百五十六号掲載	誤	誤	
		Œ		

番十号 四十 代表 千 葉 代表取締役 四丁目十番二十五号 愛知県名古屋市中村区名駅 株式会社ワンゾーン 代表取締役 丁目十九番四号 埼玉県さいたま市宮原町二 株式会社しまむら 代表取締役 山形県酒田市新橋一丁目四 ロイヤルネットワーク株式 横手市大町五番三十二号 千葉写真機店 代表社員 山 横手市大町五番二十三号 合資会社木村屋商店 代表取締役 横手市寿町十一番三十五号 有限会社仁科 代表取締役 宮城県本吉郡唐桑町字港百 株式会社マルニ 代表取締役 佐々木 横手市鍛冶町四番二号 よねや商事株式会社 三代 高 藤 仲 伊 1 下 橋 原 條 ∃ 惣 隆 栄久 秀次 洋 晵 市

=	代表取締役 仲 條 啓	番十号	山形県酒田市新橋一丁目四	会社	ロイヤルネットワーク株式	代表 千 葉 イ ヨ	市大町	千葉写真機店	代表社員 山 下 惣 市	町五番二十	合資会社木村屋商店	Ξ	代表取締役 高 橋 一	横手市寿町十一番三十五号	有限会社仁科	男	代表取締役 伊 藤 栄久	四十一	宮城県本吉郡唐桑町字港百	株式会社マルニ	_	代表取締役 佐々木 隆	横手市鍛冶町四番二号	よねや商事株式会社	満	代表取締役 小田原 豊	一丁目二番	株式会社日敷	イ変更後		代表取締役 渡 部 澄		横手市横手町一ノ口五十	株式会社ニューウェーブ
								- 七へ一シ下兵後でから十行目から四行目までを肖除する	こく グラ 受受らから一丁目から四丁目 まずに (房稿部で)	(京高吴)) (_																					
								で肖吟する			1637十七号 抄載の秋田県公告(県営	1914トン計場域の火日息なら、長倉	E	2 元	高	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	大曲节田订二十九番也四十		有限会社タカハシカンパニ	ì	代表取締役 渡 部 澄	_	横手市横手町一ノ口五十	株式会社ニューウェーブ	右	代表取締役 三 代 洋	四丁目十番二十五号	愛知県名古屋市中村区名駅	株式会社ワンゾーン	郎	代表取締役 藤 原 秀次	丁目十九番四号	埼玉県さいたま市宮原町二	株式会社しまむら

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号 飛行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) D 和 大田市山王七丁目五番二十九号

